

令和3・4年度一関市営建設工事入札参加資格審査申請取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、一関市が行う市営建設工事入札参加資格審査申請（以下「入札参加資格審査申請」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2 入札参加資格審査申請を行うために必要な資格は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (2) 法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けていること（令和3年4月1日現在で有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の交付を受けていること。第4第2項に規定する期間に入札参加資格審査申請をしようとする者は、申請日現在で受けていること。）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 市税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険をいう。）に加入（適用除外である場合を除く。）し、法定福利費を適切に負担する者であること。

(提出書類)

第3 入札参加資格審査申請をしようとする者は、別表1の書類を提出しなければならない。なお、提出書類は、令和3・4年度一関市営建設工事入札参加資格審査申請書等作成説明書に基づき作成することとする。

(提出書類の受付期間及び受付時間)

第4 第3に規定する提出書類の受付期間は、令和3年2月1日から同年2月26日までとする。ただし、日曜日、土曜日及び一関市の休日に関する条例（平成17年一関市条例第2号。以下「市の休日」という。）に規定する日を除く。

2 前項の受付期間に書類を提出しなかった者は、令和3年7月1日から令和4年12月28日までの間に、書類を提出することができる。ただし、日曜日、土曜日及び市の休日を

除く。

3 前2項に規定する受付期間の受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から正午まで
- (2) 午後1時から午後5時まで

(提出書類の提出先等)

第5 提出書類の提出先等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 提出先 総務部総務課契約係
- (2) 提出方法 持参又は郵送(受付期間内必着)
- (3) 受付票 郵送により提出書類を提出する者のうち受付票の交付を希望する者は、返信用はがき又は封筒に切手を貼付し、同封すること。

(建設工事業者の等級別区分と営業所要件等)

第6 建設業者登録台帳登載者(以下「資格者」という。)のうち、等級別に区分(格付)する対象者は、一関市内に本社又は営業所を有する者とし、市内に本社を有する者は入札参加を希望する全ての業種を対象とする。市内に営業所を有する者については入札参加を希望する1業種のみを対象とし、入札参加資格審査申請の登録状況により必要に応じて等級別に区分を行うこととする。

また、水道施設(管布設)工事については、一関市給水装置工事指定工事事業者の登録業者である者を、標識設置工事については、資格者のうち岩手県内に本社を有し、岩手県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている者を格付対象とする。

(1) 建設工事業者の等級別区分及び資格技術者要件

資格者を工事の種類ごとに区分する等級及び資格技術者要件は、別表2のとおりとする。

(2) 建設工事業者の本社又は営業所の所在地区分

本社又は営業所の所在地区分は、次のとおりとする。

ア I種 一関市内に本社を有する者

イ II種-1 平泉町内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

ウ II種-2 III種及びIV種のうち、次の要件を満たす者(「準市内本社」という。)

(ア) 一関市民及び平泉町民の常勤雇用者を4名以上有すること。

(イ) 一関市内に営業所を設置後、10年以上経過していること

エ III種 岩手県内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

オ IV種 岩手県外に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

(3) 建設工事業者の営業所要件

営業所要件は、次のとおりとする。

ア 常時請負契約を締結する事務所として、入札、契約締結等に関する権限を委任されていること。

イ 事務所など営業を行う場所を有し、電話、机などの什器備品を備えていること。

ウ 独立した事務室を有すること。

エ 技術者（法第7条に定める営業所専任技術者を含む。）が3人以上配置され、常駐していること。

オ 一関市へ法人設立設置申告をしてから3年以上経過していること。

カ 一関市税の滞納がないこと。

（資格者の有効期間）

第7 資格者の有効期間は、第4第1項の期間内に審査が完了した者にあつては令和3年7月1日から令和5年6月30日までとし、第4第2項の期間内に審査が完了した者にあつては審査完了の日から令和5年6月30日までとする。

（登録の変更）

第8 資格者は、申請した事項に変更が生じたときは、その事由を証する書面等を添付して変更届を提出しなければならない。

（資格の喪失）

第9 資格者が第2第1号又は第2号の資格を失った場合、若しくは法第29条又は法第29条の2の規定に該当する場合は、資格を失うものとする。資格を失った後で、改めて市営建設工事の入札に参加を希望する場合は、資格を有した後に再度申請書を提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年12月23日から施行する。

別表1 (第3関係)

番号	提出書類	提出者
1	一関市営建設工事入札参加資格審査申請書 (様式第1号)	全申請者
2	(様式第1号 (その2))	全申請者
3	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	全申請者
4	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類の写し	該当者
5	営業所一覧表 (様式第2号)	全申請者
6	工事経歴書 (様式第3号)	全申請者
7	工事实績調書 (様式第4号-1)	該当者
	(様式第4号-2)	該当者
	(様式第4号-3)	該当者
	(様式第4号-4)	該当者
	(様式第4号-5)	該当者
	(様式第4号-6)	該当者
8	技術者名簿 (様式第5号)	該当者
9	技術者登録連絡票などの写し	該当者
10	技術者在籍調書 (様式第6号)	該当者
11	技術者が保有する資格証明書の写し	該当者
12	登記事項証明書 (個人にあつては身分証明書)	全申請者
13	印鑑証明書 (個人にあつては印鑑登録証明書)	全申請者
14	委任状 (様式第7号)	該当者
15	使用印鑑届 (様式第8号)	該当者
16	納税証明書 ①一関市税分	該当者
	②国税分 (その3の2又はその3の3)	該当者

別表2（第6関係）

工事の種類	等級	資格の名称	技術者数
土木一式	A級	土木施工管理技士等	12（5）
	B級	土木施工管理技士等	6（3）
	C級	土木施工管理技士等	3（1）
建築一式	A級	建築施工管理技士等	8（4）
	B級	建築施工管理技士等	5（1）
	C級	建築施工管理技士等	3
電気	A級	電気工事施工管理技士等	6（3）
	B級	電気工事施工管理技士等	3（1）
管	A級	管工事施工管理技士等	5（2）
	B級	管工事施工管理技士等	3（1）
舗装	A級	土木施工管理技士等	8（4）
		舗装施工管理技術者（1級）	1
	B級	土木施工管理技士等	3（1）
		舗装施工管理技術者（2級）	1
水道施設（管布設）	A級	土木施工管理技士等	3（1）
		管工事施工管理技士等	3（1）
		耐震継手配水管技能者	2
		給水装置工事配管技能者	2
	B級	土木施工管理技士等	2
		管工事施工管理技士等	2
		耐震継手配水管技能者	1
		給水装置工事配管技能者	1
標識設置	A級	資格技術者要件なし	

(備考)

- 1 技術者数の欄に記載している数字は、工事の種類ごとに必要とされる資格技術者の合計人数です。括弧内の数字は、資格技術者のうち1級又は1級相当の人数です。
- 2 各等級別区分に対する資格については、様式第6号の別紙資格区分表のとおりです。
 - 1級相当 1級建設機械施工技士（水道施設（管布設）は除く。）、各業種の1級施工管理技士、一級建築士、各業種の技術士、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者
 - 2級相当 2級建設機械施工技士（水道施設（管布設）は除く。）、各業種の2級施工管理技士、二級建築士、第1種電気工事士、職業能力開発促進法による資格、実務経験資格 等

- 3 舗装において、舗装施工管理技術者は土木施工管理技士等との重複可
- 4 水道施設（管布設）において、土木施工管理技士等、管工事施工管理技士等、耐震継手配水管技能者及び給水装置工事配管技能者は、それぞれ重複可